



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三九）

〔告 示〕

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する件（厚生労働七四）

六

省 令

○厚生労働省令第三十九号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条第三項第四号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十二日

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 武見 敬三

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| （組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業） 第七条 法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二（略） 三 水道水を供給する事業 四 ガス又は電気を供給する事業であつて厚生労働大臣が定めるもの | （組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業） 第七条 法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二（略） 三 ガス又は水道水を供給する事業 （新設） |

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則第七条第三号及び第四号の規定は、この省令の施行の日以後に組合（消費生活協同組合法第四条に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）を開始するガスを供給する事業について適用し、同日前に組合が開始したガスを供給する事業については、なお従前の例による。

告 示

○厚生労働省告示第七十四号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第七号第四号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第三百三十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（保険会社に準ずる者）</p> <p>第一条 消費生活協同組合法（以下「法」という。）第十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者は、外国保険</p> | <p>（保険会社に準ずる者）</p> <p>第一条 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。）第十条第二項に規定する厚生労働大臣が指定する</p> |

会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）
第二条第七項に規定する外国保険会社等を
いう。）とする。

（組合員以外の者に特定の物品を供給する
ことのできる事業）

第一条の二 消費生活協同組合法施行規則
（以下「規則」という。）第七条第四号に規
定する厚生労働大臣が定めるものは、次に
掲げる事業（第二号及び第三号に掲げる事
業にあつては、行政庁が地域の実情を勘案
して、消費生活協同組合又は消費生活協同
組合連合会が当該事業を行うことが適当で
あると認めるものに限る。）とする。

- 一 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十
一号）第二条第五項に規定する一般ガス
導管事業及び同条第七項に規定する特定
ガス導管事業
- 二 前号に掲げるもの以外のガスを供給す
る事業
- 三 電気を供給する事業

（労働金庫共済募集制限先に該当しないも
の）

第二条 規則第十四条第三項第一号イに規定
する厚生労働大臣が定めるものは、次に掲
げるものとする。

一七 （略）

これに準ずる者は、外国保険会社等（保険
業法（平成七年法律第百五号）第二条第七
項に規定する外国保険会社等をいう。）とす
る。

（新設）

（労働金庫共済募集制限先に該当しないも
の）

第二条 消費生活協同組合法施行規則（以下
「規則」という。）第十四条第三項第一号イ
に規定する厚生労働大臣が定めるものは、
次に掲げるものとする。

一七 （略）